

発議第2号

悪質商法による消費者被害をなくすために、預託法の改正及び執行強化、並びに特定商取引法の改正、同法指針の改正及び執行強化を求める意見書の提出について

このことについて、地方自治法第99条の規定により、裏面のとおり関係行政庁に提出するものとする。

令和3年3月10日 提出

提出者 江差町議会議員 塚 本 眞

賛成者	江差町議会議員	萩 原 徹
"	"	飯 田 隆 一
"	"	小 梅 洋 子
"	"	西 海 谷 望
"	"	小 野 寺 真
"	"	小 林 くにこ
"	"	出 崎 太 郎
"	"	大 門 和 幸

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

悪質商法による消費者被害をなくすために、預託法の改正及び執行強化、  
並びに特定商取引法の改正、同法指針の改正及び執行強化を求める意見書

消費者庁「特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会」（以下、検討委員会）において、2020年8月19日に報告書がまとめられ、公表されました。

特に、大きな社会問題となった豊田商事・安愚楽牧場・ジャパンライフ・ケフィア事業振興会・WILL（株）など、高齢者をはじめ、多くの消費者に財産被害を及ぼす悪質な販売預託商法については、本質的に反社会的な性質を有し、行為自体が無価値と捉え、「販売を伴う預託等取引契約の原則禁止等」と明記されました。

消費生活相談ではこの間、通信販売において、お試しのつもりで購入した商品が定期購入であったとの相談や、解約はいつでもできるとしながらも連絡が付かないなどの相談が激増しており、解決をはかることが容易ではなく深刻な事態です。また、新型コロナ感染症拡大の消費者の不安につけ込む、マスクなどの送り付け商法（ネガティブオプション）についても社会問題となりました。

検討委員会の報告書では、消費者の脆弱性につけ込む悪質商法の手口の巧妙化・複雑化には、断固とした対応が必要として、法執行の強化や実効性ある制度改革が答申されました。社会問題となっている、これらの課題解決に向けては、実効的な法制度の整備が必要です。よって、国会及び政府におかれでは、以下のことを実現させるよう要望します。

記

1. 検討委員会報告書の内容に沿い、販売預託商法を原則禁止とした預託法の改正の検討を早急に進め、次期通常国会での改正の実現を求めます。
2. 詐欺的な定期購入商法をなくすために、特定商取引法に係る指針の改正及び法執行強化を政府に要請するとともに、次期通常国会での特定商取引法の改正を求めます。
3. 送り付け商法については、政府に対し、現在の法規制の内容の周知を図ることに加え、諸外国の法制も参考に制度的措置を講じることを求めます。
4. 国及び地方自治体が厳正かつ適切な法執行を行えるよう、体制確保に向けた措置や両者の連携強化を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和3年3月10日

北海道江差町議会議長 打越 東亞夫